

脱 退 申 出 書

申 立 人

相 手 方

上記当事者間の御序令和 年（家イ）第 号遺産分割調停申立事件について、私は、自己の相続分を放棄しましたので、本件手続から脱退したく別紙相続分放棄証書を添付の上お届けします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

(印)

旭川家庭裁判所 御 中

相 繼 分 放 棄 証 書

私は、本日、被相続人 の相続について、自己の相続分全部を放棄
いたします。

令和 年 月 日

氏名 (印)

脱退申出書についての説明

1 遺産分割の手続からの脱退は、あなたが遺産分割の手続から脱退する旨の意思を調停委員会に対して示すことです。ただし、あなたが相続人としての権利を有している以上は、脱退することはできませんので、相続人としての権利を処分する必要があります。そのための方法としては、①相続分の譲渡による方法と②相続分の放棄による方法があります。

① 相続分の譲渡

相続分の譲渡により、譲渡人の相続分は譲受人に移転し、譲受人は譲渡人が有していた相続分を取得します。つまり相続に関する譲渡人のすべての権利、義務を譲受人が取得します。

② 相続分の放棄

相続分の放棄は、共有持分を放棄すると言うことです。従って、遺産の積極財産に対する権利を失うことになりますが、消極財産すなわち相続債務については負担することになります。

相続分の放棄は、被相続人の遺産についての権利を失うだけで、義務についてはそのまま残ることに注意してください。

2 手続から脱退する場合には、同封した

①脱退申出書（相続分譲渡）と相続分譲渡証書

②脱退申出書（相続分放棄）と相続分放棄証書

のいずれかを提出していただくことになります。譲渡による手続または放棄による手続のいずれをとるかについては、前記1の説明をお読みの上、あなたが決めてください。

3 書類の作成に使用する印鑑は、印鑑登録された印鑑を使用し、その印鑑登録証明書を添付してください。

以上